

環境報告書セミナー

～ G R I ガイドライン改定が与える影響～

日時 2002年3月8日(金) 13:30～17:00

場所 「ひょうご国際プラザ」交流ホール

開催趣旨

近年、環境コミュニケーションにおける企業の役割の重要性が、わが国及び欧米諸国をはじめとする国々で声高に叫ばれている。そうしたなか、国連環境計画や各国の会計士協会、企業、非営利団体等によって構成される国際的なプログラムである GRI (Global Reporting Initiative) が策定する、企業等による自発的な持続可能性報告の実質的な世界標準を目指すガイドライン (GRI ガイドライン) に注目が集まっている。

GRI ガイドラインは、環境面での報告に加えて、経済面と社会面の報告も求めるものであり、国内において多くの企業の環境報告書や、環境省及び経済産業省の環境報告書ガイドラインでも参考にされている。現在、GRI は、同ガイドラインのパフォーマンスに係る指標等を含む改定作業を行っており、2002 年半ばに公表することを目指している。

このたび IGES では、GRI が 2000 年 6 月に公表した持続可能性報告ガイドラインの概要とその改定作業の最新状況を紹介し、同ガイドラインと各企業が作成する実際の環境報告書との関わりについて探るセミナーを開催した。セミナーでは、GRI ガイドライン及びその改定作業の状況について専門家が講演を行い、その後同ガイドラインを参考にした環境報告書を実際に作成している企業担当者と専門家によるパネルディスカッションの場を設けて、世界標準を目指すガイドライン策定への見通しや、それによるわが国企業への今後の影響等について議論を行った。

講演

演題 「GRI ガイドラインとは」

講師 後藤 敏彦 氏 (環境監査研究会代表幹事)

【GRI ガイドラインの発表経緯及びその考え方の特徴】

GRI はアメリカの NGO、セリーズ (CERES) が国連環境計画 (UNEP) と連携して多くの利害関係者の参加を呼びかけて 1997 年に設立された長期的な国際的取組であり、グローバル・スタンダードとなるような持続可能性報告のガイドラインを策定し、普及させる

ことを使命としている。GRI は持続可能な発展についての定義を行っていないが、サステイナビリティ社のジョン・エルキントン氏の提唱した経済、環境、社会という「トリプル・ボトムライン」の考え方、つまり、持続可能性は経済的繁栄、環境の質、社会的公正という3重のボトムライン上に成り立つという考え方を基本としており、GRI が策定するガイドラインでは組織の活動内容や製品、サービスの経済的、環境的、社会的側面の3つの持続可能性について報告することが記載されている。

しばしば誤解されているようであるが、GRI は環境格付けをする機関ではなく、その目的はあくまで持続可能性報告の軸、指標の開発である。また、GRI は報告にあたっての一般原則を非常に重視している。これらのほとんどは財務会計の分野で100年ほどかけて確立されてきた原則であり、現在では報告にあたって当然の原則と考えられているものである。GRI では、持続可能な報告書を、財務報告書のレベルにまで高めることを目標としている。

また、国連との関係であるが、1999年1月31日、ダボスでの世界経済フォーラムで、コフィ・アナン国連事務総長は世界のビジネスリーダーたちに対し、地球的盟約（グローバルコンパクト）を採用し、人権・労働・環境に関する9原則を守ることを求めるスピーチを行った。GRI は国連のグローバルコンパクト（地球的盟約）との関連も強めている。

【GRI の今後】

GRI は現在、恒久的機関化へむけて活動している。ガイドラインについては2002年版での改定にむけて作業が進められている。従来はテッド・タナーが国連に寄付した資金の一部を UNEP 経由で交付されたものやビル・ゲイツの寄付から成る400万ドルほどの資金をもとに活動をつづけてきたが、今後はいくつかの企業等からなるチャーターグループをつくり、企業、財団等からの寄付を活動資金にする。ただ、GRI はマルチステークホルダーをキーワードとしているため、それらの企業とGRIの独立性をどう確立するか議論を重ねている。オフィスが置かれる場所については、ワーキンググループで検討がなされており、これまでのところアムステルダム、ハーグ、コペンハーゲンの3都市に絞られている。現時点ではアムステルダムが最有力である（2002年4月のボード・ミーティングでアムステルダムに決定した）。

恒久的機関となるGRIの暫定的機構としては、ホームページから登録できる「登録ステークホルダー」がまず挙げられる。その人数は無制限であるが、現在のところ世界中で1万人くらいの個人が登録をしている。GRIの中心機関となる「理事会（board of directors）」には世界中から14人の理事が選出されているが、日本からは、企業関係者からの候補者が見つからなかったため、後藤が入ることとなった。「ステークホルダー委員会」は、理事会のサポートなどを行うが、世界中から選出される60人の委員を現在検討している。多様なステークホルダーによって委員会が構成されるよう、世界5つの地域と、企業、NGO、コンサルタントなどの中間団体という3つの属性による15のマトリッ

クスを想定して、60人中1人は必ずこの15のマトリックスに入ることとしている。さらに、「技術支援委員会」と「事務局」によって恒久的機関としてのGRIは構成されることになる。

GRIの今後の活動分野だが、報告書のガイドライン、業種別のガイドライン、詳細規定などを考えている。信頼性確保のための第三者レビューについては、GRIで実際に認定や認証をやるということは一切考えていないが、一般諸原則、考え方等について議論をしてガイドラインに載せていこうということを決めている。

今後のスケジュールとしては、まず4月3日には国連大学で第1回理事会を開催することや、ステークホルダー委員会ワーキンググループにてステークホルダー委員会のうちの60%である36人が決定される予定である。事務局ではCEOをこれから募集していく。また、4月4日に国連本部で恒久機関化の発会式を行う。そしてガイドラインについては、6月中旬の第2回理事会で改定版が承認される見通しである。

講演

演題 「GRIガイドライン改定作業の現況」

講師 倉阪 秀史 氏（千葉大学法経学部総合政策学科助教授 IGES客員研究員）

【GRI及びGRIガイドラインとは】

GRIは、企業の持続可能性報告を財務報告のレベルに高めようとの考え方の下に1997年に開始され、持続可能性報告に関する共通で一般的に受け入れられる枠組みをマルチステークホルダー・プロセス（さまざまな利害関係者が参加して議論するプロセス）を通じて発展させていくことを目的としている。

GRIはそのような枠組みとしての「持続可能性報告ガイドライン」を2000年6月に公表し、持続可能性報告についての実質的な世界標準を目指そうとしている。このガイドラインでは、環境、社会、経済の3つの構成要素からなる「持続可能性」に関して、どのように何を報告すべきかが記載されている。

国内においては、いくつかの企業がGRIガイドラインを参考にして報告書を作り始めている。また2001年に環境省と経済産業省からそれぞれ出された政府の環境報告ガイドラインもGRIガイドラインをともに参照している。ISOでは環境コミュニケーションについてのガイドライン作りを進めているが、GRI相当のものを出そうという動きはなく、国際的取り組みとして、現在最も著名なものはGRIガイドラインといえる。

【GRIガイドライン改定作業の経緯】

2000年11月にワシントンD.C.で開催されたGRI国際シンポジウムにおいて、ガイドラインの社会分野、経済分野の充実を目指すためにこれらの分野の関係者が多数招かれ、ガ

イドライン改定の意思表示が行われた。その後、2001年1月から2002年1月の1年間にわたり測定ワーキンググループ（以下、測定WG）によってパフォーマンス指標の改定案について議論が行われ、2002年1月からは改定ワーキンググループ（以下、改定WG）による他の部分も含めたガイドライン全体の改定案の検討がなされている。予定では、2002年6月にガイドラインの改訂が行われることになっている。

【測定WGにおける検討について】

測定WGは、2000年6月に公表されたガイドラインのパフォーマンスに係る指標について改定案を検討するとともに、既存の指標の測り方に関するプロトコルを作成することを目的に、2001年1月に設立された。22名のコアメンバーが中心となり、環境、社会、経済、複合領域の4つの分科会ごとに議論が行われた。各分科会にはそれぞれ3~4のサブグループが置かれ、各サブグループではさまざまな分野から選ばれた10~15人のメンバーとアドバイザーが作業を行い、全体で25カ国以上から130名が関与した。

測定WGの会合は2001年に計4回行われ、勧告として、1) コア指標と任意指標の二つのカテゴリーを新たに設けること、2) 社会指標と経済指標を大幅に拡充すること、3) 各企業のパフォーマンスを地球規模の「限界値」と比較するリミット指標をパイロット指標として導入すること、などのポイントを挙げた。これにより、2002年6月に公表予定の新しいガイドラインは既存のガイドラインの内容を大きく変えるものとなる可能性がある。

【新ガイドラインの指標構成】

まず、持続可能性について企業が自問自答する形での5つの共通質問である横断指標、及びパイロット指標（企業に対して実践しGRIにその結果を報告することを強く期待する指標）としてのリミット指標が加わった。

また、環境についてはコア指標が20、社会については27、経済は14と、総計61の指標が挙げられている。これら持続可能性3要素について、それぞれ以下のような項目のもとにコア指標と任意指標が構成されている。

環境

物質・エネルギー・水
生態系
排出・廃棄・廃水
製品・サービス
履行・その他

社会

労働（雇用とまともな仕事、労働者との関係、健康と安全、訓練と教育、多様性と機会）
人権（戦略と経営、非差別、結社の自由、児童労働、強制的義務的

	労働、サプライヤーの取組)
	顧客・社会・開発(顧客、ビジネス倫理)
経済	顧客
	サプライヤー
	雇用者
	資本家
	公共部門

【測定 WG の評価と改定 WG の今後の予定】

測定 WG の活動の評価については、今回新たに改善された点として、1) 国際条約・協定などとの整合性が図られたこと、2) 社会指標と経済指標の内容が整理されたこと、が挙げられる。一方、今後の課題として、1) コア項目数が増えたこと、2) 社会分野は最小限の要求事項をクリアしているかどうかをチェックする形の指標という意味合いが強くなったこと、3) 経済分野における企業の外部効果、無形資産価値評価などの分野が深化しなかったこと、4) 統合指標として環境効率、資源生産性などの重要概念があったはずだが深化しなかったこと、5) リミット指標の効果が不明であること、などについてはさらなる改善が必要な点である。

今後の WG の予定だが、改定 WG が動いている。2002 年 1 月 15 日に WG メンバーを確定し、同月 28、29 日に第 1 回会合を開いて作業計画の検討を行った。その結果、3 月 5、6 日に第 2 回会合を開いてパブリックコメント案を検討し、3 月末から 5 月末までパブリックコメント期間を設ける。6 月には第 3 回会合で集められたパブリックコメントの検討、同月中下旬には改定 WG による改定案の理事会への提出、そして同月末には改定案の承認とウェブサイトへ掲載を予定している。

【GRI はどこに向かうのか】

GRI は、企業が環境・労働・社会面でのグローバルスタンダードを満たしているかどうかを判定できるもの、換言すれば企業の取組の差別化と新たな標準化に寄与するものになりつつある。各事業者がどの程度の環境負荷を出しているのかが比較可能になれば、きちんと対策を講じて付加価値を上げている事業者とそうでない事業者の差別化が可能となる。また、各事業者の環境対策の標準化が進めば、事業者全体の取組の水準を引き上げることができる。このためには、自らの事業活動に関する環境情報を明らかにする責任、すなわち説明責任を確立することが必要とされる。

パネルディスカッション

- コーディネーター 天野 明弘 氏（IGES関西研究センター所長）
- パネリスト 後藤 敏彦 氏（環境監査研究会代表幹事）
- 倉阪 秀史 氏（千葉大学法経学部総合政策学科助教授
IGES客員研究員）
- 荒井 喜章 氏（松下電器産業株式会社 環境本部主事）
- 善木 靖一 氏（積水化学工業株式会社 環境安全部環境推進室主任）
- 渡邊 泰宏 氏（中央青山監査法人）

（天野） 続いては、国内のGRIガイドラインを参考にされ、環境指標をお作りになっておられる方々、お仕事をされている方々からお話を伺って、GRIガイドラインがどうかたちで使われているか、あるいは、ガイドラインを参考にする際にどのような苦労話があるかというようなことをご議論をいただければと思います。

パネリストの皆さんをまずご紹介しますが、後藤様、倉阪様には先程ご講演をいただきました。荒井喜章様は、松下電器産業、営業本部からご希望によりGRIが発足した1997年から環境本部へ移られ、国内外で環境をテーマにしたフォーラムの開催、環境レポートの担当などをしておられます。善木靖一様は、積水化学、環境安全部環境推進室で、環境レポートの企画編集、化学物質の管理等をご担当になっておられます。渡邊泰宏様は、中央青山監査法人、名古屋の事務所の環境監査部にいらっしゃる公認会計士の方で、日本公認会計士協会、経営研究調査会の環境監査専門部会の部会長、産業環境管理協会の通産省の委託調査による環境会計委員会の委員と、大変幅広くご活躍です。

（荒井） 今期松下電器は創業以来初めての赤字決算となりますが、このような状況の中で、我々は今、いい製品を作って利益を生み出す努力をしながら、環境保全にも投資をし、負荷を減らし、それで社会的、倫理的にもこの企業の責務を果たしていかなければならないという、非常に厳しい状況だと認識しています。GRIというのは、私なりに考えるに、財務的な側面とか環境的な側面というだけのものではなく、企業をトータルとして、本当の意味での存在価値、存在目的、存在理由などを問われている、大きなチャレンジではないかと受け止めています。

松下電器は1997年から環境報告書を発行してきました。初めて私がGRIを読んだのが1999年ですが、新しい世界の潮流に興奮すると同時に、最初は本当に絶望的な気持ちになりました。マネジメントシステム、環境パフォーマンスでできている部分が多少はありましたが、これが経済的な側面となると、ほぼできていない状況になっていて、社会的パフォーマンスに至ってはほぼ全滅という状況だったのです。ただ、グローバルにビジネスを行う企業として世界の潮流と英知を無視して過ごせるはずもない、なんとかやってみよう、そのときに決心をし、これはある意味で経営改革ではないかというほど、大きなチャ

レンジだと感じました。

とりあえず、2000年のレポートで、大まかな項目を挙げ、企画書を持って社内の各部門を回りましたが、「何で荒井君がやってるんや」とあちこちで言われました。私も「これはもはや環境部門で責任を持ちきれぬ仕事の範囲を超えているな」ということを実感しながら、仕事を進めました。一つ一つのテーマを考えていく中で、常に企業として、本当に根底のところまで存在する原点に立ち返って考えなければ、先に進めないという状況に陥ってきたのです。そのつど私は経営理念に立ち戻って、何度も何度も勉強しながら、企業としてどういう方向をつくっていかなければならないのかということを考えてきたわけです。2001年度環境報告書の最後のページに、創業者である松下幸之助にかかわる記述を載せてありますが、それは、持続可能性を考えると避けて通れない経営理念のところを、真正面から見つめていきたいという思いがあるからです。

それから、GRIを学ぶ中で、ビジョンを持つことの重要性を痛感してきました。持続可能性というものに対して、松下はどうかたちで貢献しようとしているのかという姿勢を、示してみたいと思いました。環境報告書の9～14ページあたりをご覧くださいなのですが、まず松下の事業ドメインの中核、すなわち暮らしやまちづくりといったところの持続可能な姿というものが2025年ごろにどうなっているのかという社会の設定から始めました。その社会を実現するのビジョンづくりを行ったものが7～8ページのところで、考え方と方向性が環境ビジョンであり、具体的な活動計画がグリーンプラン2010です。GRIを勉強することを起点とし、社長はじめ多くの経営層を巻き込みながら、松下はここまでやるんだという社会へのお約束、社会への決意を示すところまで来られたことが、我々にとっての財産になったと考えています。

GRIの影響を色濃く反映した部分が二つあります。ビジョンの中で、我々は今回、‘Environmental Technology & Ecological Thinking’、「ETスクエア」という考え方を発表しました。21世紀、技術だけでなく、社会的にも、倫理的にも本当に正しい考え方が今どうしても必要ではないか、ということです。もう一つ、通常企業で環境というと、大体、製品と工場の話になりますが、製品と工場のことだけやっていたらいいのか、すなわち、あらゆる部門、組織、担当、役員がそれぞれの責任を果たしていかなければ、この問題は解決できないという、実は社内に対する大きなメッセージであったのです。

そんなことで、GRIに大きく影響を受けて、我々も少しかじ取りを変えていくことができつつあります。これからもGRIは、企業が持続可能な経営活動・事業活動を模索していく中で、高い目標とその道筋を具体的に示してもらえるものと期待しています。

(善木) 積水化学の場合、1999年から環境レポートを発行しています。1998年に環境パンフレットという簡単なものを発行し、翌年から本格的に取り組みました。1999年版では先進的に出されている企業の報告書を参考にして、全項目を構成しました。その次の2000年版については、環境レポート2000の11ページの計画が1999年度からスタートしたと

ということもあり、環境中期計画とその取り組み項目で構成しました。私が本格的に編集担当となった2001年版を作るときになり、もう一度他社の報告書を見させていただいたのですが、数社で、「GRIガイドラインを参考に」「準拠して」という表現があり、私自身はこの段階でGRIガイドラインを知りました。GRIガイドラインは、実質性、網羅性、中立性などを上げて信頼性を高めていく、そして定性的特性、比較可能性その他といったものを求めています。2000年版ではこの辺がやはり足りない部分ではないかと考え、2001年版ではGRIガイドラインを参考にして、特に網羅性という面で向上を目指していきたいと考えました。

さらに、環境省のガイドラインを見ましたが、GRIガイドラインの思想や指標をかなり受け継いだ上で、報告書の内容、つまり記載すべき項目が具体的によく使っている言葉で書かれていると思いました。そこで、私にとってわかりやすい方の環境省のガイドラインをメインにして、項目の実際のチェックを行いました。

2001年版の編集方針は、ガイドラインを参考にして、網羅性を上げて信頼性の向上に努めるということと、2001年3月からの社内カンパニー制度に対応したカンパニー毎のデータの公表です。また地域環境とか地球環境という影響の広さの区分で紙面を構成し、アンケートの結果を踏まえ、関心が高い項目は詳細に説明しようと思いました。ガイドラインを参考にしてどう変わったかは、例えば2000年版の10～13ページに比べ、2001年版の12～18ページではできるだけ詳しく、それから廃棄物については処理の方法まで定量的に表現しようとした部分をご覧ください。パフォーマンスの面では、かなり悪化した部分もあつたり、あとは事故や苦情、規制値のオーバーが出てきていましたが、やはり網羅性の中には、企業にとって望ましくないものも含むという基本的な原則もあるので、これも積極的に出そうというようにしました。

2001年版の外からの評価では、点数付けされている機関の評価として上がっているということで、網羅性を上げようという方向性はまちがっていなかったと思っています。それから、環境レポート大賞の優秀賞を初めていただきましたが、この両方で、いろいろな事業活動をやっているが影響のかかわりがまだはっきりしていないというような注文が来ているので、それが環境面での当面の課題かと思っています。

持続可能性の報告書、社会面、経済面を含めた課題としては、だれに読んでもらうのか、だれが作るのかということを考えてみると、ちょっと壁があるのではないかと思います。まず、読み手がすべての側面に興味を持っているのか。それから、担当する部署が私どものような環境の担当部署だけではなくどんどん他に広がっており、実際に私どもでは、環境面では環境レポート、経済面はアニュアルレポートというものを別の部署が別途発行していますが、二つの報告書で全体をカバーするというようなアプローチもあるのではないかと思います。あとは、それぞれの部署、あるいは社長クラス、トップがこういう報告をするのだ、この報告は全部やっていくのだという意志を持っていただけるように、私どもとしても努力をしたいと思っています。

今後とも、少しでも持続可能性というものが表現できるような報告書に一步ずつ近づけていきたいと思っています。

(天野) お二人から企業の話をしていただいたので、渡邊様にはGRI以外のガイドラインに準拠した環境報告書の場合、それからGRIガイドラインを参考にあるいは準拠した場合とで、どちらが検証業務を行いやすいのか。あるいは問題があるのか。それから、お二人の話に出てきましたが、環境報告書というよりも持続可能性報告書にすると、かなり部署が広がったり、作成のレベルが当然上がっていくことがあると思いますが、そういうことで検証のお仕事がどのくらい難しくなるのか、そういったあたりもお聞かせいただきたいと思っています。

(渡邊) まず、GRIガイドラインを使った報告のフレームワークですが、作成者がGRIガイドラインといったものを基準として、これに準拠、あるいは参考にして、持続可能性報告書(サステナビリティ報告書)を作成し、利用者に対して公表をする、そして保証提供者(assurance provider)がここで監査をやる、要するに保証業務指針という基準に従って検証・保証業務をやります。その結果、意見書を公表することによって、持続可能性報告書が作成基準に、例えば準拠して作られているということを保証することが、全体として報告の制度を確保する場合の枠組みです。この段階で、GRIのガイドラインは作成者にとっては作成基準、我々assurance providerにとっては判断の基準というかたちになるという位置付けになっています。

保証業務のうえでのGRIガイドラインの改訂による影響というものを見たときに、GRI以外のガイドラインと比較した場合、どう違うのか、あるいは経済社会面というところに広がっていくときどうなのかという疑問が当然出てくると思います。ただ、社会的な側面に関して申し上げますと、作成者が作成する手順がきちんと決まっていれば、それに従って検証ができるので、私はこれによって特にコストが増えたり、時間が増えたりということはないと思います。

それから、経済的な側面に関していうと、会計報告でやっている保証業務というものは、ほとんどの環境報告書で保証しているものよりも、もっと厳しい手順に従った高い水準の監査をやっていて、むしろそちらでカバーされる内容で利益や売上などのものが保証されているので、現状だけを見ているときには変わらないだろうと思います。しかし、もっとほかの水準や手続きや側面で、コストや時間などを考えていく必要があるわけです。

先ほどの持続可能性報告の枠組みで、保証業務指針というものは、作成者と利用者や保証提供者とみんなの合意を得たところでできてくるというのが本来の姿です。いろいろなステークホルダーからのコンセンサスを得ておいて、その基準に従って独立の第三者がやる、こういうようなことによってはじめて信頼性を保つというような役割をします。

(後藤) ガイドラインを見ていただくと、今回倉阪さんをご発表になられたのは、パフォーマンスのところでパート6の部分であり、それより前には、GRIは確かに、例えばマネジメントシステムのことや経営者の緒言、4ではビジョン・ミッションというところがありますが、あまり細かくは書いていません。それは、そこそは企業が自分で考えて書くことで、項目を書いてそれをどうこういうことではないという考え方をガイドラインはとるわけです。ここはやはり企業の方々に、ガイドラインに沿って書くということではなく、自社が何を考え、何を使命としているかということが、まさに世の中から求められている部分なのだということを端的に言っていただきたいと思います。

それから善木さんのお話で、確かに項目が多く、膨大なものになるということですが、要するに出したい情報ではなく、世の中から求められているコアとそれプラスというかたちでガイドラインは整備しているわけで、それをどういうかたちで出していくかは、また企業の工夫のしどころで、インターネットとの併用、アニュアルレポートとの併用など、いろいろなかたちのことを今後工夫していかなければならないのではないかと思います。

ただ、今後とも改定はされていくわけですが、GRIガイドラインに載ってくるような項目は、社会が求めている情報、指標であるということにはまちがいないと思います。GRIはガイドラインを作るという意味では、英語でいうと completeness、日本語では網羅性と訳していますが、そこをやはり満たしていけないといけないだろうと思います。

そして第三者意見、ベリフィケーションという言葉に代えてアシュアランス。私はこれはこれで非常に価値があると思っていますが、報告書の信頼性を高めるという道は、実はさまざまな方法があります。いくつかの信頼性を高める方法が環境省のガイドラインの中に書かれていますが、これらの中で、確かに第三者の意見が信頼性を高める一つの有力な手段であるということについては、疑問の余地はないと思っています。ただ、第三者意見は第三者意見としての範囲と限界があり、それをつけたらものすごく信頼性が高まるものではありません。このあたりを発行する側で、どこの読者をターゲットにしているのかというあたりを考えていく必要があるのではないかと思います。

(倉阪) 荒井さんと善木さんのお話をお聞きしていると、きっちりGRIガイドラインの項目ごとにどうかというチェックをされ、お作りになっているということで、今回の改定の内容が本当に使い勝手のいいかたちになったのか、と感じました。

善木さんや荒井さんのお話の中で、こういう社会の話、経済の話まで広がっていくが、ではこれはだれが作るのかというご指摘もあったということですが、この話というのはたぶん一般的にどこでもついて回ってくるものだと思います。

特に持続可能性というのは、環境問題をきっかけとして出てきた概念ですが、その持続可能性の報告と叫びつつ、実はよき企業としての最低要件やトリプル・ボトムラインという考え方が具体的に出され、社会の話というものが加わってきています。具体的にGRIのガイドラインを実施していく際には、複数のセクションが、それぞれ環境と社会を分担

してやるということも当然必要になってくるのではないかという思いで聞いていました。

それから信頼性の確保については、こういうGRIガイドラインで報告すべき内容について、格付け機関の方が実際企業の格付けに使っていくことが想定されるわけですが、その際には、やはり報告書の中身について、きちんと信頼性が確保されていることが大前提になります。第三者の保証というのは一つのやり方で、ほかには、作成段階からステークホルダーを巻き込むやり方であるとか、あるいは内部的な手続きをしっかりとるやり方もあります。どういったかたちであれ、このように内容を保証しているということを併せて、きっちり明らかにしていくことが必要になっていると感じました。

(天野) この時点でフロアからご質問のある方はご質問をいただいて、それを含めてこれから進めようかと思えます。

(Q) 富田といますが、松下電器の環境報告書の中の55～58ページは、いわゆる純粋な環境と違って、こちらで言ったような環境以外の安全の問題や、社会とのかかわりあいの問題といったことを取り入れたと理解していいのでしょうか。

それから、経営なら経理部が中心で財務諸表、労働なら労働関係のセクション、あるいは人事なら人事関係のセクションがあります。すると結論的にいうと、いわゆるGRIのガイドラインに準拠するとすれば、それぞれの部署がまとめ、それを社長室が一つにとりまとめるというかたちで動いていく方向で理解していいのかどうか、伺いたい。

(Q) 平田です。最初に後藤さんからお話があったGRIの今後の活動分野というスライドに関して、業種別についてのGRIの今後の方向性を、簡単でいいのでご説明いただけたらと思います。

(Q) 大阪ガスの渡部です。先程の方の質問に派生して、企業の方でもサステナビリティ報告書を作る際には環境部門以外に企画部門など複数の部署が関わる必要があります。一方、国の方では、そのサステナビリティ報告書という観点になってきたときには、環境省だけでなく、他の省の絡みも出てくると思います。その辺の国の動き、あるいは考え方を教えていただきたいと思います。

(Q) 関西電力の中曽です。GRIのガイドラインはグローバル化を考えて進めていくとお聞きしましたが、日本は現在景気が非常に悪く、海外生産もあり、特に多国籍企業という話になっていったときに、どこで生産するのかというようなことで、環境など全部ずいぶん変わってくると思いますが、そういうものもトータルで含めて、GRIではどういうお考えで評価をされていこうとしているのか、その辺をお伺いしたい。

(Q) 大阪ガスの藤野です。いろいろなかたちの社会の報告だと思いますが、例えば作る方の立場から、非常にご熱心な松下電器さんとしてはやはり持続可能な報告書として、一つの冊子におまとめになるような方向に進みたいのか、あるいはそういう構成を考えて3部構成などとお考えなのかということをお聞きしたい。それからもう一つ、後藤先生に、ISOとのかかわりでGRIのガイドラインがどのように位置付けされるのか、先程の環境コミュニケーションという話があり、それが今どんなふうに進んでいるのか、その点をお聞きしたいと思います。

(後藤) 業種別については、私の予想では、やはり恒久機関が設立され、9月以降に具体的な作業に入るのではないかと思います。自動車とか金融で懇談会は持っていて、鉱業関係、マイニング関係も何かやろうという動きにはなっていますが、業種別ガイドラインの策定にはまだ着手はされていません。

それからISOとの関係ですが、14063 というものに対する日本のワーキンググループ4が昨年4月に国内でつくられており、私も倉阪先生もその委員の1人です。まず14063の中身は、GRIガイドラインのような報告書のガイドラインではなく、あくまでコミュニケーションについてのPDCAサイクルの考え方、例えばトランスペアレンシーということ述べていくというかたちです。11月にドラフトができたのですが、もう一度作り直しとなり、ドラフト委員会がつくられ、日本も一応手を挙げています。そのドラフト委員会が2月に集まり、幹事国であるデンマークと、副幹事国であるスウェーデンと一緒にドラフトを作るということで、3月終わりくらいにワーキングドラフトのセカンドバージョンが出てくると思われます。それに対する国内コメントを作り、今年のTC207、6月にヨハネスブルグで13~15日と会合が予定されているので、そこである程度のドラフトの中身が固まってくるかと思っています。2004年9月を目指して作るという作業になっています。

あと、社会性報告も含め、どこの部署がやるのかということと、1冊になるかという問題ですが、この二つは別の問題であり、それぞれの企業での工夫のしどころの問題かとは思っています。社会性報告は確かに日本では伝統がないので、非常に皆さん困っておられるわけですが、実はトリプル・ボトムラインを提唱したジョン・エルキントン氏によると、社会性報告をGRIに書いてあるような項目で報告することは、欧米の企業でもそれほど簡単ではないということです。ISOでコーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ(CSR)についての規格を作ろうという動きがあり、経産省は結構乗り気なようです。今ちょうどカナダで、COPOLCOという消費者保護の関係のグループが今週1週間議論をしていて、それ以後、アメリカがもし積極的になると、CSRについてのマネジメントシステムの規格づくりにつながる可能性があります。それから例えばフランスが義務化するとか、イギリスで年金の運用については環境と社会について何か法律の改定があったとか、いろいろな動きがあります。

経団連も、実は12月5日から3月までに緊急研究会を始めています。経団連傘下の社団

法人海外事業活動関連協議会（C B C C）でやっていて、事務局は経団連国際経済本部ですが、欧米の格付け機関等から、次々とCSRについての質問が来ていて、日本はそれに答えられないために環境格付けが低くされがちで、企業価値を非常に低めるので、これにどう対応するかよく研究しなければいけないということで始めておられます。そういう意味で、たぶんこの社会性報告ということが、我々が考えている以上に、世界的に早く動いている気がしています。ここは企業での担当部署は人事部・広報部等なのか環境部なのかという問題ではなく、企業として企業イメージを維持するうえで、この問題をどう考えていくのかを真剣に考えないといけない時期に来ているのではないかと考えています。‘September 11’、要するに9月11日のテロに伴って、グローバル企業のあり方というものが非常に一種厳しい目で見られてきて、そういったソーシャル・レスポンスビリティということについての強いニーズがあるような気がしています。

（倉阪） 国の動きについて、特に社会について合わさったかたちのサステナビリティ・レポートについて、環境省が乗り出さそうかという話ですが、今週の月曜日に東京で同じようなシンポジウムをやった時に、環境省の担当の方にこういうGRIについて聞いたところ、やはり社会についても乗り出さなければいけないだろうというようなことを、個人的には思っているという話をされていました。

1冊にまとめるかということですが、少なくとも経済と環境は、私の読み手としての関心からいうと、一緒にしていただきたいと思います。付加価値と環境負荷を一覧性のあるようなかたちで出していただくと、私としては扱いやすい。社会については、よき企業として最低限こういうことをやっているのだということも重要であるので、書く部署は別であったとしても、出すタイミングを合わせ、できれば1冊にする方が読む側からすると読みやすいのではないかと思います。

（荒井） まず、社会性にかかわる話ですが、たまたま松下電器は、わりとこの分野については非常に先駆的にやってきましたが、実際に今、GRIというものを見たところ、先程申したように絶望的です。要は企業の現実の姿と社会の要請というものが、それだけかい離しているということなのではないかと思います。環境はこの10年間本当に進みましたが、これからはもしかしたら社会性という意味で、大きなパラダイムが変わっていく時期なのかもしれない、それで企業が選別される時代になろうとしている、と思います。したがって、やはり目指さなければならないということを痛感しています。

次のだれがやるかという話ですが、やりたい人間がやったらいいと思います。ネットワークが会社では少しできつつあり、何らかのかたちで持続可能性に少し向かおうとしています。ただし、これについては、本当の意味で企業が根本から変わっていかなければ、おそらくプロジェクトなり組織なりのかたちで、企業を一步ずつ変えていかなければ、この問題についてはどうもこうもならないのではないかと感じています。

最後に持続可能性報告書にするのかというご質問ですが、これはぜひやりたいと思っています。現実的にそれをどうするかで具体的にアプローチしていくのかという戦略が必要だと思います。私は財務報告と環境報告、あるいは持続可能性報告の決定的な違いは何かというと、ステークホルダーの違いだと思います。持続可能性報告書といってもだれもわからないのならば、環境報告書というかたちでやればいいと思います。それを変えていく中で、法的なかたちでサポートもされ、社会的な認知も受けて、もっと前向きなかたちで社会が動く一つのきっかけになるのではないかと考えています。

(善木) 最初に、私のプレゼンテーションの中で少し言葉足らずだったと思うのですが、誰が読むのだという話で、決して私はGRIのガイドラインが載っている項目を、「これはいらない」ということと言ったわけではなく、当然、私どもでGRIを参考にしようと思っているが、いろいろなアプローチのしかたがあるのではないかと考えたということだけです。

実際にどこがやるということですが、おそらく社内ではGRIのガイドラインについては私どもの部所が一番良く知っていると思いますので、私どもの部署を中心としてできるだけ周りを取り込みながら広げていくのが一つの方向かと思います。経済面の方も、環境と経営が関わった表現をしていき、それとは別に、今までの会計報告や経済面のアニュアルレポートはそのまま範囲を広げてというかたちで、お互いに補完しながらやっていくことになるのかと思います。最後に、もしトップの方で一つにまとめて出せという判断をするのであれば、その場合は、それなりのプロジェクトなりセクションができるのではないかと考えています。

(渡邊) 少し第三者検証の話をしたと思いますが、確かにこれを信頼性保証や第三者意見という言葉でいうものだから、すごく話の概念が広すぎるのですが、アシュアランスとは、きちんとデータに基づいて作られているかということを会社の利益と関係のない第三者がきちんと見て、それを自分の監査人の責任で世の中に対して言うもので、これはこうした方がいいとか、こういうものも出した方がいいのではないかと第三者意見とは、目的が違うのです。

ベリフィケーション・ワーキンググループですが、私たちの役割というものは、報告制度の中で保証業務がどう役立つのかという正しい認識を説明することにあると思います。私は今、会計士協会で環境監査専門部会の部会長をやっているもので、まさに環境報告書の保証業務の基準を検討するというをやっています。

GRIは「保証業務に関連するGRIの使命」というところで、「GRIの目的は、GRIガイドラインに準拠した持続可能性報告書に対する第三者による保証に関する期待や実務慣行について、いろいろな利害関係者が話し合いを持つことを推進することです」といっています。つまりステークホルダーがどこでコンセンサスを得るかということをやする場

を提供するといっているのです、ぜひGRIにやってほしいと思います。

また、「GRI基本原則の目的」に、「持続可能性報告書の作成者、利用者、あるいは保証提供者などの利害関係者間での保証に対する『期待ギャップ』を認識することを目的とします」といっています。作成者、読み手、監査側の間でのエクスペクテーション・ギャップというものをきちんと認識する、そのイニシアチブを取っている人が認識することがやはり私は大事だと思います。

この基準を作るということは、いろいろなステークホルダーの人たちが集まってコンセンサスを形成するということです。だからこそGRIが非常に重要な役割を果たすと考えています。監査にコスト、時間が倍かかってもやるべきことはやるべきで、逆に今の場合は基準がないので、それがうやむやになっているだけなのです。そのあたりのマルチステークホルダー・アプローチというものは、まさに先程申し上げたような報告の枠組みの中で私は実現すると思うので、そういう意味で非常にGRIに期待したいと思っています。

(天野) こういう環境の話からどうして持続可能性のようなところへ広がっていったかということがあるかと思いますが、その一つの背景に、ヨーロッパなどで、いろいろな偏り、富、所得、パワー、貧富、情報、競争力など非常にたくさんの偏りがあって、それを守ろうとすると環境は壊れてしまう、よって環境が壊れないようにするには、壊す原因になっている偏りを小さくしていくしかないという考え方が出てきているように思います。その偏りがどこで起こっているかという、社会的な側面が一番はっきりわかるわけで、そういう偏りを守ろうとして環境を壊す方向に力が働いてしまうのをどうやって防ぐかというあたりが、私はこの持続可能性報告書の出発点のような感じがします。GRIには、そういった情報の偏りや分配の偏りなどで、付加価値が非常に重視されている考え方がありますが、トータルだけではなく、どのように付加価値が分けられているかという、分配のしかたも非常に重視しているというのはそういうところにあるのではないかと思います。そういう意味で持続可能性報告書というものは、これからの21世紀の企業の存在を問いかけるような側面があると思います。

環境報告書からトリプル・ボトムラインという言葉が出てきたときに、経済と環境と社会という3本柱を並べるのですが、これは3つのものを寄せ集めるのではなく、全部インテグレートして報告書を書かないと、それなりの持続可能性が出てこない、それは先程のいろいろな偏りがあるのをそのまま残しておいて環境をいくらやっても、環境はよくなるという認識と一致すると思います。そういう理解をすると、持続可能性報告書というものがある意味で見えてくるのではないかという印象を受けました。

今日はそれぞれGRIの本当の専門家をお招きし、それからGRIを参考にされた企業の方々のコメントやフロアからもいろいろな率直なご意見をいただき、かなり同じようなことを皆さんがお考えになっておられるということもわかったので、意味のあるパネルディスカッション、セミナーができたのではないかと思います。